

建設現場における仮設トイレの運用指針(案)

1 趣旨

徳島県では、平成28年7月から、「建設現場の仮設トイレにおいて和式が一般的であったこと」及び、「災害時の避難所等に設置される仮設トイレも和式が多く、高齢者や障がいのある方などの利用において課題となって」いたことから、一部の工事で洋式トイレを導入し、男女ともに働きやすい環境整備を進め、令和3年5月からは、全ての工事において仮設トイレの原則洋式化を図ってきたところ。今般、現場環境の更なる改善を図るとともに、災害時における避難所等のトイレ環境改善にも資するものとして、仮設トイレ導入に係る費用積算や配慮事項について必要な事項を定めるものです。

2 定義等

- ・仮設トイレ：仮設トイレ（和式）の賃料、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料について、積算基準では共有仮設費比率分に含まれている。
- ・洋式トイレ：和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレ：洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

3 対象工事

原則、県土整備部が発注する全ての工事とする。

4 仮設トイレの設置

受注者は、「仮設トイレ」を現場に設置する場合、次の全ての事項を満たさなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- (1) 全ての工事において原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象額が3千万円以上の場合は、「快適トイレ」を設置しなければならない。
- (2) 現場従事者に女性が含まれる場合は、次のトイレを設置しなければならない。
 - ① 当初請負対象金額1千万円未満の場合は、「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
 - ② 当初請負対象金額1千万円以上3千万円未満の場合は、「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

5 積算

- (1) 「洋式トイレ」や「快適トイレ」等を設置した場合、「和式トイレ」との差額分（上限57,000円/基・月）を別途、共通仮設費に積み上げて計上する。
- (2) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- (3) 設置基数は現場毎に必要性を協議の上、決定する。

6 仮設トイレ設置協議及び報告書の提出

受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。また、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

7 快適トイレの導入に当たっての配慮事項

- ① 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- ② 女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- ③ 男性トイレと女性トイレは入口を分けるとの導線の配慮をする。
- ④ 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角のむきのドアを採用するなどの工夫をする。
- ⑤ 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。
- ⑥ トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。
- ⑦ 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

8 特記仕様書記載例

○当初請負対象金額 1 千万円未満の全ての工事に添付

(仮設トイレの洋式化)

第〇条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。

また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

○当初請負対象金額 1 千万円以上 3 千万円未満の全ての工事に添付

(仮設トイレの洋式化)

第〇条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。

また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

○当初請負対象金額 3 千万円以上の全ての工事に添付（当面の運用）

(仮設トイレの洋式化)

第〇条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。

また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

附 則

この運用指針は、平成２８年７月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、平成２９年５月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、平成３０年５月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和元年５月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和２年５月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和３年５月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和６年５月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和６年７月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和８年４月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和８年８月１日以降に入札公告を行う工事に適用する。